

**航空の安全の増進のための
アイスランド交通局と日本国国土交通省航空局との間の
実施取決め（仮訳）**

アイスランド交通局及び日本国国土交通省航空局（以下「JCAB」という。）（以下「両当事者」という。）は、

民間航空製品が複数の国において設計され、製造され、及び流通する継続的な傾向が生じていることを認識し、

民間航空の安全及び環境適合性を促進し、並びに民間航空製品の自由な流通を容易にすることを希望し、

民間航空の安全に関する事項において協力を促進し、及び効率性を高めることを希望し、

両当事者の協力が、民間航空の安全及び環境適合性に関する基準及び過程の一層の国際的な調和の促進に積極的に寄与することができることを考慮し、

技術的な検査、評価及び試験の重複を取り除くことにより、航空産業に課される経済的な負担を軽減することができることを考慮し、

適合性認定及び証明書の相互受入れが、両当事者の民間航空の安全に関する規制上の制度が十分に同等の水準の安全性を確保しているという両当事者の相互の信頼に基づかなければならないことを認識し、

この相互受入れが、また、この協定の対象となる全ての分野における他方の当事者の適合性認定の過程の信頼性に対する各当事者による継続的な信頼を要求することを認識し、

継続的な意思疎通及び相互の信頼に基づき民間航空の安全及び環境適合性において協力することが両当事者の希望であることを認識し、

民間航空の安全及び環境適合性を取り扱う二国間の、地域的な及び多数国間の協定に基づく両当事者のそれぞれの約束を認識し、

アイスランドは、欧州経済領域に関する協定（以下「EEA 協定」という。）の締約国であること並びに民間航空分野における共通規則及び欧州連合航空安全庁（以下「EASA」という。）の設置に関する欧州議会及び理事会の規則 216/2008 がその実施規則とともに EEA 協定に取り入れられていることを考慮し、

欧州共同体及び欧州自由貿易連合諸国が民間航空の安全性の分野において類似の第三国

協定を追求する欧州経済領域合同委員会の決定 163／2011 を考慮し、

2020 年 6 月 22 日に署名された民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「協定」という。）を考慮して、

次のとおり意見の一致に達した。

I. この取決めの目的

1. 協定に含まれる航空の安全に関連する技術的要素を反映する取決めを作成することが相互の利益となることを認識すること
2. この協定に定めるところにより、いずれかの当事者の 権限のある当局又は認定 機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書の相互受入れを可能にすること
3. 高い水準の民間航空の安全及び環境適合性のための協力を促進すること
4. 民間航空産業の複数の国にわたる広がりを容易にすること及び
5. 民間航空製品及び民間航空に関するサービスの自由な流通を容易にし、及び促進すること。

II. 取決め及び意見の一致

1. 両当事者は、協定（付録IIに添付）に含まれるものと類似の民間航空の安全に関する技術的要素が両当事者によって事務的に適用されることに同意する。
2. この取決めは、別段の定めがある場合を除くほか、アイスランドにおいては民間航空に関するアイスランドの規制上の制度について、日本国においては民間航空に関する日本国の規制上の制度について適用する。
3. アイスランドの権限のある当局は、EEA協定に定められた手続に従って全ての関連するEUの航空の安全に関する規制上の要件を適時に適用することを確保するため

に必要な措置を講じる。

III. 定義

協定が「技術機関」を引用するときは、「技術機関」とは、この取決めの適用上、アイスランドについてはEASAを、日本国についてはJCABをいう。

IV. 追加的な取決め

両当事者は、EEA協定に、EASAの能力を運航、乗組員の免状及び模擬飛行装置等又はその他の分野に拡大するための法的措置が取り入れられた後、この取決めのXの手続に従って、それぞれの分野に特有の追加的な付録（経過措置を含む。）を決定することができる。

V. 他の協定

一方の当事者がこの取決めの当事者でない第三国と締結した協定に含まれる義務は、この取決めの付録に別段の定めがある場合又はEEA協定に基づくアイスランドの義務により要求される場合を除くほか、第三国が行う適合性認定及び交付する証明書の受入れにおいて、他の当事者に関して効力を持たない。

VI. 設計証明、製造証明及び輸出証明書に関する権限のある当局

1. 設計証明に関する権限のある当局は、次の機関とする。
アイスランドについては、EASA
日本国については、JCAB
2. 製造証明及び輸出証明書に関する権限のある当局は、次の機関とする。
アイスランドについては、アイスランド交通局及びEASA
日本国については、JCAB

VII. 解釈又は適用についての意見の相違

この取決めの解釈又は適用についての意見の相違は、両当事者間の協議により解決する

。

VIII. 協議

各当事者は、この取決めに關する全ての事項について協議するため、いつでも他方の当事者との会合を要請することができる。両当事者は、この要請に対応するためにあらゆる合理的な努力を払う。

IX. 連絡先

両当事者は、それぞれの連絡先を指定する。

アイスランド交通局については、
アイスランド交通局
Coordination and Facilitation, Legal Section
及び
Airworthiness and Registration Section
Ármúla 2
108 Reykjavik, Iceland
samgongustofa@samgongustofa.is

JCABについては、
100-8918
日本国
東京都
千代田区霞ヶ関2-1-3
航空機安全課
hqt-cab-gij-kka@gxb.mlit.go.jp

X. 修正

1. 両当事者は、相互の同意により、この取決めに書面で修正することができる。
2. 両当事者は、協定及びこの取決めに含まれるものと類似の技術的要素の一貫した適用を確保することを目的として、協定に対する改正が提案された後直ちに、この取決めに於いて、可能であればなされるべきであり、かつ、協定の改正と同時に開始する対応する修正を特定するための手続を開始する。

3. この取決めの修正は、一方の当事者が他の当事者にその旨を伝える書面による通告のうち最後になされたものの日に開始する。

XI. 撤回及び終了

1. いずれかの当事者は、他方の当事者に対し六箇月前に書面によって通告することにより、いつでもこの取決めに終了させることができる。ただし、両当事者の相互の同意によりこの期間が満了する前にその通告が撤回された場合は、この限りでない。
2. 各当事者は、この取決めの終了の後、終了の日の前にこの取決めの下で行われた適合性認定及び交付された証明書の有効性を維持する。

XII. 開始の日及び署名

この取決めに基づく協力は、最後の署名の日に開始する。

英語により二通に署名した。

(署名)

Jón Gunnar Jónsson

Director General

Icelandic Transport Authority

日付: 15 Sept. 2020

(署名)

北澤 歩

航空機安全課長
日本国国土交通省航空局

日付: 20 Aug. 2020

民間航空の安全に関する
欧州連合と日本国との間の
協定

[2020 年 6 月 22 日に署名された欧州連合と日本国との間の協定の最終本文を記入]